

障がいのある人の日常生活を応援します

市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな生活支援を行っています。各種サービス等を事前にご相談の上、ぜひご利用ください。

【問】 障がい福祉課Tel.92-4919

日常生活用具給付の対象に**発動発電機**が追加されました。



呼吸器機能障害1級の身体障がい者(児)、またはこれと同等の障がいのある難病患者等で、在宅で人工呼吸器を常時使用している人を対象に、発動発電機の購入費用の一部を給付します。

購入前に障がい福祉課へご相談ください。

身障者等用駐車場利用証制度をご存じですか？



この制度は、障がいのある人が公共施設やショッピングセンター等で身障者等用駐車場を利用しやすくするための制度です。

歩行が困難で、**交付基準に該当する**身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・高齢者・難病患者・妊産婦を対象に利用証を交付します。なお、けがや病気などの特別な事情がある場合は、利用証が無くても一時的に身障者等用駐車場を利用することが可能です。

※施設により、混雑を避けるため身障者等用駐車場の利用を制限する場合があります。

相談窓口へ気軽にご相談ください



障がいのある人やその家族等を対象に、日常生活上の不安や悩み、福祉サービスの案内など、生活全般について次の支援センター等で相談に応じています(無料)。

相談支援センター等	連絡先	利用時間
青嵐荘つくし園相談支援事業所	Tel.23-1161 FAX23-1162	年中無休、8時30分～17時30分
あじさい学園相談支援事業所	Tel.48-0431 FAX48-0433	月～金曜日、8時～17時
まくらぐの里どんぐり	Tel.97-1123 FAX98-0220	月～金曜日、9時～17時
ライフサポートセンターネーブル	Tel.92-1288 FAX92-2388	月～金曜日、8時30分～17時30分
地域活動支援センター ^{ほろ} 煌(坂東市) ※精神障がいのある人のみ。	Tel.0297-30-3071 FAX0297-30-3072	月～金曜日、9時～17時

障がいを理由とする差別に関する相談窓口

障がいを理由とする差別で困った時は、障がい福祉課または茨城県障害者差別相談室へご相談ください。

窓口	連絡先	利用時間	場所
障がい福祉課	Tel.92-4919 FAX92-5544	月～金曜日、8時30分～17時15分	健康の駅1階
茨城県障害者差別相談室	Tel.029-246-6049 FAX029-246-6048	月～金曜日、9時～17時	茨城県総合福祉会館2階

障がい者虐待に関する相談窓口

障がい者の虐待に関わる通報や届け出・支援などの相談は古河市障害者虐待防止センターへご連絡ください。

窓口	連絡先	利用時間
古河市障害者虐待防止センター (障がい福祉課内)	Tel.0120-06-3801	年中無休(24時間対応) ※夜間(17時15分～翌8時30分)・休日(終日)は、委託先の相談支援事業所へ転送されます。

市・県民税申告等の受け付け方法を見直します

申告会場における3密のリスクを下げ、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、市・県民税申告(確定申告)の受け付け方法を見直しました。新たな取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

【問】 市民税課Tel.22-5111

1 申告対象者を**限定**します

申告会場の密集状態を回避するため、市役所で申告できる対象者を限定します。



対象となる人

- ◆市・県民税申告の人(確定申告の義務がない、または所得税の還付や納付がない人で各種控除の追加をする人など)
- ◆確定申告となる人のうち、前回市役所で申告(令和元年分確定申告または令和2年度市・県民税申告)した人で申告者本人の年齢が60歳以上の人

対象とならない人

- ◆上記以外の人(市役所では申告ができません。国税庁が推奨する電子申告(e-Tax)や税務署への郵送等で申告をお願いします)

2 受け付けを先着順から**予約制**に変更します

先着順による従来の受け付け方式から予約制に変更します。

希望する会場の予約専用番号へ希望日の前日までに電話し、音声ガイダンスに従って予約をしてください。

予約期間 1月下旬～3月14日(日)

※24時間いつでも予約可。

予約手順



※インターネット予約はスマートフォンでのみ対応可能。

3 申告受け付け開始日を**昨年より早めます**

受け入れ体制を拡充するため、申告開始日を昨年より早くし、日数を増やします。

<申告期間>

申告会場	開始日	終了日
古河庁舎	2月12日(金)	3月15日(月)
三和庁舎	2月12日(金)	2月26日(金)
総和庁舎	3月1日(月)	3月15日(月)

※2月12日(金)と2月15日(月)は、市・県民税申告および所得税の還付申告のみとなります。

※土・日曜日、祝日は除きます。

密集の要因となる「記載コーナー」は設置しません。收支内訳書や医療費控除の明細書など、申告に必要な書類はすべて自宅で完成させて会場へお越しください。



※詳細は、広報古河1月号と併せて配布する「市・県民税の申告と所得税の確定申告のご案内」をご覧ください。